

藤岡市教育大綱

～「笑顔、やる気、希望」に満ちた藤岡教育～

令和4年8月

藤 岡 市

目 次

- 1 大綱策定の趣旨
- 2 大綱の位置づけ
- 3 大綱の期間
- 4 大綱の基本目標
 - (1) 幼児教育・学校教育
 - (2) 教育環境
 - (3) 生涯学習
 - (4) スポーツ
 - (5) 青少年健全育成
 - (6) 人権尊重社会の形成
 - (7) 文化財

1 大綱策定の趣旨

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3の規定に基づき、藤岡市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めます。

2 大綱の位置づけ

この大綱は、第5次藤岡市総合計画と整合性を図りつつ、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定された藤岡市教育振興基本計画と合致するものです。

3 大綱の期間

この大綱が対象とする期間は、令和5年度から4年間とします。

4 大綱の基本目標

(1) 幼児教育・学校教育

小学校就学前の幼児が人格形成の基礎を培えるように、家庭、認定こども園・幼稚園・保育園、学校、地域社会の連携をより密接にし、幼児教育の充実を図ります。

学校教育では、コミュニティ・スクールを基盤とする小中一貫教育を推進し、小中9年間の学びのつながりを踏まえた一貫した目標・方法で、小・中学生に確かな学力、豊かな心、健やかな体をバランスよく育て、生きる力を育みたくましい人間として成長できるようにします。

◇幼児教育の充実

◇学校教育の充実（コミュニティ・スクールを基盤とする小中一貫教育の推進）

- ① 学ぶ楽しさ分かる授業の充実
- ② やる気の生徒指導の推進

(2) 教育環境

児童生徒が生き生きと学習できる安全で快適な教育環境を確保するため、学校施設・設備の計画的な整備を進めます。

安全で安心なおいしい学校給食を提供するとともに、食育の推進に努めます。

奨学金制度の普及などに努め、高校・大学等教育の振興を図ります。

◇教育施設・設備の整備

- ① 安全で快適な教育施設・設備の整備
- ② 日常点検の実施

◇学校給食の充実と食育の推進

- ① 安全で安心なおいしい給食の提供
- ② 食育の推進

◇高校・大学等教育の振興

(3) 生涯学習

市民が生涯にわたって学習し、充実した生きがいのある生活を送れるように、学習ニーズを把握し、魅力ある生涯学習の場の提供に努めます。

市民が充実した学習活動ができるよう総合学習センター、図書館等の整備・充実を図り、利用者の満足度の向上を目指します。

◇市民ニーズの把握と地域の連携強化

- ◇講師の発掘・養成及び人材バンク化の推進
- ◇団体・サークル活動への支援
- ◇総合学習センターの充実
- ◇（仮称）地域づくりセンターでの生涯学習の充実
- ◇図書館の充実

（４）スポーツ

市民のスポーツへの関心が高まる中、スポーツ活動を促進し、技術の向上、健康の維持・増進を図るとともに、スポーツを通じて人と人との交流が図られ、生き生きとした生活が送れるよう環境を整えます。

- ◇スポーツ推進委員活動事業
- ◇スポーツ大会運営事業
- ◇スポーツ教室運営事業
- ◇学校体育施設
- ◇スポーツ団体助成事業
- ◇大規模スポーツイベント開催事業
- ◇総合型地域スポーツクラブへの支援
- ◇スポーツ施設の整備

（５）青少年健全育成

次代を担う青少年が心身ともに健やかに成長し、社会の一員として自立するため、青少年健全育成の重要性に対する市民意識の向上を目指し、学校、関係団体、企業などと連携して、地域全体で青少年健全育成の体制づくりを進めます。

- ◇青少年健全育成体制の整備
- ◇青少年育成事業の推進と自主活動の推進
- ◇非行防止活動の推進
- ◇相談・指導体制の充実
- ◇青少年の居場所づくり
- ◇地域環境の整備
- ◇情報モラルの向上

（６）人権尊重社会の形成

あらゆる教育、研修、啓発等の場を通じて、人権意識を日常生活に定着させ、市民一人ひとりがそれぞれの人権を尊重し行動できる社会、誰もが自分らしく生き生きと暮らせる社会、不当な差別や偏見のない明るい社会の実現を目指します。

- ◇人権意識の啓発・普及
- ◇児童・生徒に対する指導の充実
- ◇同和問題の解決
- ◇集会所事業の推進
- ◇人権講座や啓発講演会の実施

(7) 文化財

世界文化遺産となった「高山社跡」や市内に存在する貴重な文化財などの保護・保存・普及に努め、その歴史的価値や文化について学べる環境づくりを行うことで、市民が郷土の歴史文化を誇れるまちづくりを目指します。

- ◇文化財施設の整備・充実
 - ① 藤岡歴史館の充実
 - ② 歴史民俗資料の適切な保存
- ◇史跡の整備、指定文化財の保存活用
 - ① 「高山社跡」の整備
 - ② 毛野国白石丘陵公園の整備
 - ③ 天然記念物の保護
 - ④ 伝統文化の保護・継承のための支援
- ◇文化財保護思想の啓発・普及
 - ① 郷土の歴史資産保護の啓発・普及
 - ② 埋蔵文化財の周知・保護
 - ③ 世界文化遺産「高山社跡」の価値の普及と情報発信
- ◇歴史資産の発掘と活用
 - ① 学校と連携した郷土歴史研究の促進
 - ② 地域に残る歴史文化資源の発掘と価値づけ
 - ③ 地域の歴史や文化を主眼に置いたまちづくりや景観の保存
 - ④ 歴史資産のデジタル化による活用推進